



宮 崎 県 公 報

令和元年7月4日(木曜日) 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 歳入の徴収の事務の委託……………(こども政策課) 1
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1

頁

公 告

- 保安林の指定解除の予定の通知……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(5件)……………(“) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(“) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4
- 落札者等の公告……………4

告 示

宮崎県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050511	就労支援 空と海	児湯郡高鍋町大字高鍋町 842-8	株式会社シエル・エ・メール	宮崎市船塚2丁目29-2	令和元年7月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第136号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

宮崎県告示第137号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字中尾甲1581-8
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第138号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字御堂原4259-2、4261、4304-1、4308-1、4308-2、4316-3、4324、4325-1、字池之原4484、字琵琶原4561-3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第139号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 えびの市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	221号	小林市堤字亀尾原3135番8地先から同市堤同字3139番6地先まで	旧	12.9~21.1	316.1
				新	12.9~24.3	316.1

宮崎県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
404	県道	石阿弥陀五日市線	小林市北西方字有村4032番9地先から同市北西方同字4032番11地先まで	旧	6.8~15.9	178.6
				新	11.0~16.1	178.6

宮崎県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
406	県道	高千穂峰狭野線	西諸農郡高原町大字蒲牟田字狭野3番261地先から同郡同町同大字同字3番268地先まで	旧	5.2~15.2	217.4
				新	5.2~90.2	217.4

宮崎県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	221号	小林市堤字亀尾原3135番8地先から同市堤同字3139番6地先まで	令和元年7月4日

宮崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	小林市北西方字石氷932番3地先から同市北西方字坂口369番地先まで	令和元年7月4日

宮崎県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
30	県道	えびの高原小田線	えびの市大字末永満谷国有林3058林班り小班から同市同大字満谷国有林3058林班ち小班まで	令和元年7月4日

宮崎県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥陀五	小林市北西方字有村40	令和元年7月4日

市線	32番9地先から同市北西方同字4032番11地先まで
----	----------------------------

宮崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
406	県道	高千穂峰狭野線	西諸県郡高原町大字蒲牟田字狭野3番261地先から同郡同町同大字同字3番268地先まで	令和元年7月4日

宮崎県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	小林市堤字亀尾原3135番8地先から同市堤同字3139番6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月19日

宮崎県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次

のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、関係図面は、令和元年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	小林市北西方字石水 932番3地先から 同市北西方字坂口 369番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占

用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月19日

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第5758号	和田建設	和田 久	宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川西4-57	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年5月9日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第8225号	宇田須建築	宇田須 愛将	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1353-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和元年5月17日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第10125号	トーア総建(有)	松田 末広	宮崎県延岡市新浜町1-8935-82	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、解体工事業	令和元年5月7日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11819号	(有)山和電設	山内 和治	宮崎県都城市下長飯町764-3	一般	電気工事業、消防施設工事業	令和元年5月29日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12384号	(株)清郷技建	野方 香織	宮崎県宮崎市清武町岡1-15-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和元年5月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第12649号	黒木クレーン工業	黒木 弘信	宮崎県日向市大字平岩字南畑7878-1	一般	とび・土工工事業	令和元年5月15日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-30)第12945号	(株)宮崎ケーブルソリューション	岡本 哲	宮崎県宮崎市祇園2-110	特定	電気通信工事業	令和元年5月28日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13137号	(株)リレーションズ	田中 二郎	宮崎県日向市原町2-1-14	一般	土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	令和元年5月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年5月16日(一部廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名
トナーカートリッジ等の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発 代表取締役 水間 浩子
宮崎市大橋3丁目 101番地1号
- 5 落札金額
33,247,540円(消費税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年5月9日

--	--